

## 窒素酸化物測定装置仕様書

### 1 貸借物品名

窒素酸化物測定装置

### 2 物品等内訳及び数量

窒素酸化物測定装置 2式

なお、1式には以下のものが含まれる。

- |                 |    |
|-----------------|----|
| (1) 窒素酸化物測定装置本体 | 1台 |
| (2) 減圧弁         | 1式 |
| (3) ステンレスパイプ    | 1本 |

### 3 納入機種

測定装置本体は、下記又は同等品とする。

※ 同等品で見積もる場合は、事前にカタログ等を持参し、担当課に確認すること。

東亜ディーケーケー株式会社製 GLN-354D（校正装置 CGU-60A 内蔵型）

測定装置本体において、同等品の場合は以下の条件を満たすこととする。

- ア JIS B 7953「大気中の窒素酸化物自動計測器」に規定されている化学発光法による窒素酸化物の測定ができる製品であること。
- イ 「環境大気常時監視マニュアル第6版」に適合していること。
- ウ 測定機器本体は、瞬時値及び1時間平均値が記録できる出力端子（RS-232C）を有していること。
- エ 測定機器本体に、内蔵でスパンガスが100分の1またはそれ以上に希釈できる校正装置を内蔵していること。（標準ガスはNO+N<sub>2</sub> 90ppm）
- オ 札幌市内にメーカーの技術員またはメーカーの認定技術員が常駐しているメーカーの製品であること。
- カ 本市が整備する大気汚染常時監視システムにより、データロガー等を要せずに、LAN接続（光回線）を通じてデジタルデータの収集・処理が行えること。
- キ 校正用ガス調整装置（東亜ディーケーケー株式会社製 CGS-12型）が使用できること。
- ク 環境大気自動測定機のテレメータ取り合いの共通仕様に適合していること。

### 4 納入期限及び納入場所

#### (1) 納入期限

令和6年9月30日（月）

#### (2) 納入場所

次のア及びイに1式ずつ納入すること。

- ア 篠路一般環境大気測定局舎内  
(札幌市北区篠路4条9丁目 篠路小学校敷地内)
- イ 北19条自動車排出ガス測定局舎内  
(札幌市北区北19条西2丁目 幌北小学校敷地内)

5 検査場所  
納入場所と同じ

6 契約に関して

- (1) 契約の種類  
リース契約
- (2) リース期間  
令和6年10月1日から令和11年9月30日(60か月)
- (3) 注意事項  
賃貸借の期間が満了し、発注者の受注者に対するすべての債務が履行された場合、受注者は発注者に対して機器を無償譲渡するものとする。

7 提出書類等

名称	数量	提出期限
納品書	1部	納品後速やかに
保証書	1部	納品後速やかに
動作確認書(装置据付後)	1部	納品後速やかに
取扱説明書	1部	納品後速やかに

8 環境への配慮について

- (1) 本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。特に、物品納品時及び報告書の作成時については環境負荷の低減に努めること。
  - ア 運搬時のアイドリングストップの徹底、ふんわりアクセルの実施、必要のない荷物を降ろすなど、エコドライブの推進や騒音の低減に努めること。
  - イ 書類を作成する場合、最新版の札幌市グリーン購入ガイドラインに基づく紙を使用すること。また、複数ページにわたる場合、原則として両面印刷とすること。
- (2) 受注者は納品時に梱包材等を回収すること。

9 その他

- (1) 本契約は、本市の指定する場所への運搬、据付を含むものとし、使用可能な状態で納品すること。
- (2) 受注者は、本機器納入に際し、日程等について事前に担当者と協議すること。また、疑義のある事項は、担当者と必ず協議を行うこと。
- (3) 契約履行確保のため、選定した製品のメーカー等出荷元からの出荷証明を求めることがあり、出荷証明の提出が可能なことが契約(発注)の条件となる。

- (4) 受注者は、落札決定後に製品のアフターサービス体制についての説明を当課担当者へ行うこと。
- (5) 本市に対し、保守管理に必要な技術情報を開示すること。

10 連絡先

札幌市環境局環境都市推進部環境対策課（札幌市役所本庁舎 12 階南側）

遠藤 雄人

TEL：011-211-2882